

業務名：令和6年度てだこ浦西駅交通結節機能強化調査検討業務

企画提案仕様書

1. 業務名

令和6年度てだこ浦西駅交通結節機能強化調査検討業務

2. 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月21日まで

3. 業務の目的

沖縄県では、慢性的な交通渋滞による環境負荷の増大や公共交通の衰退など、様々な交通問題が発生しており、これらを改善し交通を円滑化することは、快適で豊かな都市環境の創出や沖縄県全体の活力ある発展のために克服すべき重要な事項となっている。

沖縄県では、内閣府沖縄総合事務局にて実施された「沖縄交通リ・デザイン実現検討会」における調査結果報告等を踏まえ、沖縄都市モノレールを軸とする公共交通を活用した持続可能な交通環境を構築することで、交通問題の解決に向けた取り組みを検討することとしている。

本業務は、てだこ浦西駅における交通結節機能の強化及び利便性向上・賑わい創出等に向け、現状分析及び課題整理を行い、機能強化策及び整備計画案を検討するものである。

4. 業務項目

1) 計画準備

本業務の目的及び内容を把握するとともに、関連する過去の検討状況等を踏まえ、業務手順及び業務遂行に必要な事項を企画立案する。

2) 対象地域を取り巻く現状分析及び課題の抽出

テーマ1：てだこ浦西駅及びその周辺地域における現況分析及び課題について記述してください。

既存の関連データ（都市計画基礎調査、国勢調査、道路交通センサス等）や沖縄本島中南部都市圏パーソントリップ調査等を踏まえ、対象地域に関する現状分析を行う。併せて、対象地域に関連する事業等（区画整理、幸地IC等）の動向を整理する。

上記の現状分析及び交通上の課題・賑わい創出等も含め、対象地域に生じる課題の抽出を行う。（てだこ浦西駅P&R駐車場における定期利用者枠のひっ迫状況も課題の一つとする。）

なお、本業務に関連する下記の既存計画、調査等を踏まえるものとする。

【既存計画、調査等】※以下は関連自治体等のHPに掲載されております。

- ・新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月）
- ・沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（令和6年1月）

- ・沖縄県総合交通体系基本計画（令和4年10月）
- ・TDM施策推進アクションプログラム（令和4年12月）
- ・沖縄県地域公共交通計画（令和6年5月）
- ・沖縄交通リ・デザインに向けた取組（内閣府沖縄総合事務局HP参照）
- ・交通拠点の機能強化に関する計画ガイドライン（令和3年4月国交省道路局）
- ・浦添市都市計画マスタープラン（平成25年1月 浦添市）
- ・第五次浦添市総合計画（令和3年3月 浦添市）
- ・てだこ浦西駅周辺スマートシティマスタープラン（令和4年3月 浦添市）
- ・浦添市地域公共交通計画（令和6年2月 浦添市）
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について（令和4年11月22日 沖縄県告示）

【以下は応募予定者が希望する場合に提供】

- ・平成20年度沖縄都市モノレール沿線まちづくり基本計画（平成21年3月）
- ・てだこ浦西駅交通結節機能検討調査業務委託（平成30年2月）

※ご希望の方は「企画提案募集要項」に記載の担当までご連絡ください。（目的外使用を禁止するため、提供できない場合もあります。）

3) 交通結節機能強化に向けた整備方針の検討

テーマ2：てだこ浦西駅に求められる交通結節機能の強化方針について記述してください。

現状分析及び課題抽出を踏まえ、交通結節点としての機能強化の必要性を明確化し、機能強化に向けた整備方針を整理する。

4) 交通結節機能強化策の検討

テーマ3：てだこ浦西駅の駅前広場及び高架下等の活用可能性とその具体案について記述してください。

※提案に際しては、現時点で把握可能な範囲において、建築基準法や都市計画法等の関係法令等を考慮すること。

整備方針を踏まえ、てだこ浦西駅における交通結節機能の強化及び利便性向上・賑わい創出等にかかる具体策の検討を行う。

5) 役割分担及びスケジュールの検討

交通結節機能強化策の検討に併せ、関係者（官民含む）の役割分担を明確化し、事業スケジュールを整理する。

6) てだこ浦西駅交通結節機能強化整備計画（案）の検討

2)～5)の整理結果を踏まえ、てだこ浦西駅交通結節機能強化整備計画（案）の検討を行う。

7) 会議の運営

整備計画（案）を検討するにあたり、関係機関等における検討会議（名称未定）を予定しているため、当会議に必要な資料作成等を行う。

なお、当会議の内容及び構成等については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

8) 打合せ協議

本業務を行うにあたり、以下の段階で調査職員と打合せ・協議（計4回）を行う。

- ① 事前協議
- ② 中間報告（2回）
- ② 最終報告

9) 報告書作成

本業務は、電子納品対象業務とする。

- ① 電子納品（CD-R） 1式
- ② 報告書（2部）

※成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。

本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

10) その他

- ① 本仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。
- ② 本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。
- ③ 業務環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に協議し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録すること。
- ④ 業務実施にあたっては、本仕様書の定めその他、特定した企画提案書に拠ること。

5. 企画提案書の内容

1) 業務実施方針（2ページ以内）

本業務を効率的かつ効果的に実施し、所定の目的を達成するために必要な業務実施方針、業務フロー、業務工程計画について記載する。

- 2) てだこ浦西駅及びその周辺地域における現況分析及び交通上の課題について（2ページ以内）
- 3) てだこ浦西駅に求められる交通結節機能の強化方針について（2ページ以内）
- 4) てだこ浦西駅の駅前広場及び高架下等の活用可能性とその具体案について（2ページ以内）

6. 予算に関する要件（契約限度額）

本業務に係る予算（契約限度額）は17,492,200円（税込）であり、この範囲内で業務目的を達成するために効率的かつ効果的な企画提案を行うこと。ただし、当該予算は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

7. 提案にあたっての留意事項

- 1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。
- 2) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- 3) 本仕様書記載の業務の内容については、実施段階で予算や諸事情により変更することがある。

8. 業務の再委託の制限

1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

① 契約の主たる部分

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、企画提案募集要項2(1)から(5)の応募資格に該当しない者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

① その他、簡易な業務

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計

9. その他留意事項

- 1) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して

定めるものとする。

- 2) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(※) 契約保証金について（沖縄県財務規則抜粋）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。